

豊川市監査公表第36号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年11月6日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	野 本 逸 郎

随時監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
教育委員会	学校教育課	平成26年4月 1日 ～同年8月31日	平成26年 9月26日 ～同年10月17日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

監査項目

- (1) 就学援助関係事務
- (2) 日本スポーツ振興センター共済事務

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、就学援助関係事務については、前年度の定例監査の指摘事項に対する現在の状況を確認するための監査であるため、記述を省略した。

【教育委員会学校教育課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討及び改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

日本スポーツ振興センター共済の掛金の徴収及び給付金の支給を、学校長の通帳を介して行っているが、公金事故を未然に防ぐためにも、通常の方法である会計管理者の口座を介して行う方法を、早急に検討されたい。

イ 改善事項

日本スポーツ振興センター共済掛金を学校長が徴収しているが、学校長は、当該徴収事務の分任出納員に委任されていないため、改善されたい。